会長		担当理事		会計	

保 政 第335－1号
令和３年６月10日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本建二（公印省略）

新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の
取り扱いについて（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和３年５月25日付け事務連絡により厚生労働省健康局健康課予防接種室から周知依頼がありました。

本県としましては、余剰ワクチンが生じた際、接種券を保有しない者に接種することにより起こる様々な支障を回避できるよう、接種券の前倒し発送を市町村に対し働きかけております。

接種医療機関におかれましても、できる限り事前に接種券をご確認の上、接種いただくようお願いしたく存じます。

つきましては、内容を御確認の上、各郡市医師会長へ関係医療機関あて周知いただくよう御依頼ください。

なお、Ａグループ病院及びＢグループ病院、連携型接種施設及びサテライト型接種施設には、県又は市町村からも漏れがないよう周知いたします。

記

【周知いただきたい資料】
（１）別紙１「新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて」
（令和３年５月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）
（２）別紙２「余剰ワクチンと接種券～県の考え方～」

担当　新型コロナウイルスワクチンチーム
接種調整担当　伊佐山・藤田
電話　０４８－８３０－７５０８

八潮市医師会 収受 3.6.10 第338号

別紙１

事　務　連　絡
令和３年５月２５日

各（都道府県／市町村／特別区）衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの余剰が発生した場合の取り扱いについて

標記について、下記のとおりといたしますので、管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の該当箇所等は追って改正します。

記

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンについては、廃棄することなく、効率的に接種を行うこと。その対象者については、各自治体において、地域の状況を踏まえ、幅広い対象を検討することとし、また、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討し、判断すること。

接種券を保有していない者に接種する場合は、例えば、本人確認書類等で、氏名、生年月日、住民票上の住所、連絡先などの情報を記録しておくといった工夫を行うことなどが考えられます。

余剰ワクチンと接種券　～県の考え方～

別紙２

２　余剰ワクチンについての県の考え方

国への要望

本県としては、余剰が生じた場合に、廃棄するのか、それとも接種券のない者へ接種するのかの**判断の責任を現場に負わせるべきではない**と考え、国に対し方針を示すよう求めてきた。

要望に対する国の対応

国からは、「廃棄は許しがたい」とうい方針は示された
→　しかし、そこから生じる様々な**課題に対しては、問い合わせても「現場の裁量で」と、明確に対応方法が示されない**
⇒　**今後とも、現場の裁量に対応を委ねる可能性が高い**

そこで

接種券を保有しない者に対する接種による支障を回避できるよう、**接種券の前倒し発送**を積極的に行うべき。

高齢者接種完了後も切れ目なく接種を継続できる体制を整えるため、
７月末までに全ての接種対象者に対し接種券の発送を完了していただくよう市町村に依頼している。

（接種券を早期に発送することにより実現すること）

①　住民に対し、ワクチン接種が徐々に進んでいることを示すことができる→**接種券が来ないことに対する不安の払しょく**
②　ワクチンが供給された場合、**速やかに接種を進める**ことができる。
③　持病を有する方が、住んでいる**市町村以外のかかりつけ医療機関で接種**することも可能
④　**国等が設置・運営する集団接種会場での接種**が可能

（懸念事項への対応）

①　予約が殺到することへの懸念　→　接種券を発送しても、予約開始の時期をずらすことで対応可
②　前の発送順位の２回目の接種が未了　→　２回目枠を確保した上で、別枠で新規予約を受け付けることで対応可